

法人番号、法人ポータル（仮称）の利活用について

ICT を活用した社会基盤である「社会保障・税番号制度」の運用が平成 28 年 1 月から開始されるため、全国の人口の約 3 割を擁する首都圏の自治体においては、同制度の影響が極めて大きいことを認識し、制度の円滑な導入に取り組んでいるところである。

一方、法人等に指定され通知・公表される法人番号及び法人等に係るワンストップサービス等を実現する法人ポータル（仮称）は、その利活用による経済的インパクトが飛躍的に拡大することが期待されており、民間企業等の事業所が多く所在している首都圏の自治体においては、本来であれば、積極的な利活用の手法を九都県市が連携して具体的に検討・提言すべきところである。

しかしながら、法人ポータル（仮称）については、国において、いまだ具体的な機能、工程等が示されていない状況であり、また、法人番号、法人ポータル（仮称）の利活用により、産業の活性化及び事業者手続きの簡略化につなげるには、利用場面に配慮した機能を整備する必要があることから、次の事項について要望する。

- 1 法人ポータル（仮称）に係る具体的な機能、工程等を早期に示すこと。
- 2 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（H27.6.30 閣議決定）において検討されている「個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化」を実現すること。

（1）調達情報、補助金の情報等、国・地方公共団体から事業者向けに発信する情報を集約化し、事業者が情報を一元的に閲覧、取得することができる機能を盛り込むこと。

なお、集約する情報の精査に当たっては、費用対効果を考慮すること。

(2) 国・地方公共団体が保有する調達情報等の事業者情報の共有、及び各法人等による支社・事業所等に関する個別番号の登録・共有を可能とし、利便性の向上・業務の効率化を図ることができる機能を盛り込むこと。

(3) 国・地方公共団体から事業者への連絡や通知を行うことができるプッシュ型サービスを行うことができる機能を盛り込むこと。

3 法人番号、法人ポータル（仮称）の導入に当たっては、事業者にとって利便性が向上するものとし、過度な負担が生じないように配慮すること。

4 法人番号、法人ポータル（仮称）の導入に伴って地方に新たな経費負担が生じることがないように、引き続き、国の責任において必要な財政措置を講じること。

平成27年11月26日

総務大臣 高市 早苗 様

財務大臣 麻生 太郎 様

経済産業大臣 林 幹雄 様

内閣府特命担当大臣（科学技術政策） 情報通信技術（IT）政策担当

島尻 安伊子 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 社会保障・税一体改革担当

甘利 明 様

九都縣市首脳会議

座長	千葉県知事	森田健作
	埼玉県知事	上田清司
	東京都知事	舛添要一
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫